

平成 30 年 6 月 22 日

大阪北部を震源とする地震による復旧支援融資の取扱開始について

京都信用金庫

今回の地震による被害を受けられた方に、心からお見舞い申し上げます。

京都信用金庫（本店：京都市下京区 理事長：榊田 隆之）は6月22日（金）より、被害を受けられた方に復旧費用の支援をしたく「災害復旧支援融資」の取扱を開始致しました。

ご融資の概要は下記のとおりです。

災害復旧支援融資（個人ローン）

対象先	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の営業地域内で「大阪北部を震源とする地震」により被害を受けられた個人の方（親族が被災された場合は、被災地以外の当金庫の営業地域内に居住されている方もご利用いただけます）・申込時年齢が満20歳以上、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方・勤続年数が1年以上（個人事業主の場合は営業年数3年以上）の方・前年度の税込年収が250万円以上の方・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方・融資金額の80%以上をお支払先（購入先、請負業者等）へ振込み可能な方 または、領収書原本の提示が可能な方 <p>※この商品は事業資金にはご利用いただけません</p>
資金使途	地震による被害に関わる復旧費用 住宅の修復費用、自動車の修理・買換費用、家具および家電等の修理・買換費用等 ※領収書原本を確認できる場合は、支払後2ヵ月以内の上記支払済資金についてもご融資対象とします。
融資金額	10万円以上500万円以内（1万円単位）
融資期間	1年以上10年以内
融資利率	変動金利 年0.50%（平成30年6月22日現在）
保証人	法定相続人1名の連帯保証人が必要です。 ただし、被災地以外の方がお申込の場合は、法定相続人に代えて被災された親族1名の連帯保証人が必要です。
担保	不要
受付期間	平成30年6月22日（金）～平成30年12月28日（金）

災害復旧支援融資（事業性）

対象先	・当金庫の営業地域内で「大阪北部を震源とする地震」により被害を受けられた事業者（法人・個人）で事業の回復が見込まれる事業者の方。
資金使途	地震による被害に関わる復旧費用 設備資金・・・大阪北部を震源とする地震の被害に関わる復旧費用。 運転資金・・・大阪北部を震源とする地震の直接的または間接的な影響によって必要な費用。
融資金額	1千万円以内
融資科目	証書貸付または手形貸付
融資期間	証書貸付・・・10年以内（被害状況によって6ヵ月以内の元金据置が可能） 手形貸付・・・1年以内
融資利率	証書貸付・・・変動金利0.50%（短プラ連動）（平成30年6月22日現在） 手形貸付・・・固定金利0.50%
返済方法	証書貸付・・・元金均等返済 手形貸付・・・期日一時返済
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応
担保	不要
受付期間	平成30年6月22日（金）～平成30年12月28日（金）